**大阪産(もん)戦略的輸出促進事業（拡充分）**

**（国内外競合と差別化できる、付加価値の高い農産品の輸出）仕様書**

**１　事業名**

　　大阪産(もん)戦略的輸出促進事業（拡充分）

（国内外競合と差別化できる、付加価値の高い農産品の輸出）

**２　事業目的**

大阪府は耕地面積及び農業産出額が46位と非常に小規模であり、限られた面積の中で収益性を高めるため、大都市の立地を生かして付加価値の高い品目、鮮度が重視される品目の府内向け出荷を中心に発展してきた。

　人口減少・少子高齢化社会において、今後は消費量の減少が避けられない状況であり、今後の成長に向け、海外需要を取り込んでいく必要がある。

　すでに全国的に農林水産物・食品の海外展開の取組みが推進されている中、大阪農業が新たに海外販路を開拓するためには、国内外の競合商品と差別化可能な品目に絞って取り組むことが重要である。

　大阪の特産農産物のうち差別化可能な品目の多くは、「傷みやすく輸送が困難」「輸送距離が長くなるため鮮度を保持できない」等の理由でこれまで輸出が考えられなかったが、近年の冷凍技術等の進歩に伴い、これらの品目についても輸出できる可能性も出てきていることから、高価格販売が期待できるものの輸送距離が長い相手国への高付加価値産品の輸出を促進することで、大阪農業のさらなる成長をめざすため、鮮度保持技術を活用したサプライチェーンの構築を図る。

**３　契約期間**

契約締結日から令和８年３月31日（火）まで

**４　委託上限額**

49,000,000円（税込）　※本事業を履行するのに必要なすべての経費を含む

**５　委託業務内容及び提案を求める事項**

(1) 輸出品目及びターゲット国の選定

* 府から提示する府内産農産物の中から、府と協議の上、輸出に有望な品目を５品目選定すること。
* 選定した５品目について、商品の特性等を踏まえた上で、需要が見込める輸出先国（ターゲット国）を、各品目につき各１か国以上選定すること。
* 品目及びターゲット国の選定にあたっては、検疫条件等も考慮の上、ターゲット国を選定することとし、選定の具体的根拠を記載した選定理由書を作成し、ＰＤＦファイル形式のデータにて発注者に提出し、（２）に着手する以前に、内容について発注者の了承を得ること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】* 輸出品目及びターゲット国の効果的な選定方法について、具体的に提案してください。
 |

　(2) 新技術（鮮度保持技術）を用いた輸送試験

* 農産物の長距離・長期間輸送の実現に資する新技術（鮮度保持技術）を１つ選定し、府に提案すること。なお、提案する技術は、すでに商用化されているもの、もしくは実証段階にあるが令和10年度までの商用化が見込めるものとする。
* 技術の選定にあたっては、選定した具体的根拠を記載した選定理由書を作成し、ＰＤＦファイル形式のデータにて府に提出し、輸送試験に着手する以前に、内容について府の了承を得ること。
* (1)で選定した５品目について、以下のア、イの試験を実施すること。
* 調査項目及び調査方法等は受注者が府と協議の上決定することとし、試験実施場所並びに輸送手段の選定・手配、通関手続き及びターゲット国のバイヤー等の確保・調整等、輸送試験実施に必要な一切の業務を行うこと。
* 品質保持と輸送コストを考慮して、最適な物流を構築するための検証を行うこと。
* 試験に使用する農産物は府が指示する生産者または生産者団体より購入することとし、その数量、価格及び納品方法等については、当該生産者または生産者団体と直接調整すること。

ア　選定した鮮度保持技術を用いた長距離・長期間輸送への適合性の検証

* 試験のうち長期間の鮮度保持に係るものについては、試験に供した農産物が劣化して販売に適さなくなるまでまたは180日のいずれか短い期間継続すること。

　　イ　ターゲット国内の飲食店・小売店等との取引を想定した、新技術を用いた物流の検証

* (1)で選定した５品目それぞれのターゲット国に輸送すること。
* 輸送するサンプルの一部は上記アの試験で１か月以上保存したサンプルを活用すること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】* 農産物の長距離・長期間輸送の実現に資する新技術（鮮度保持技術）を１つ選定し、提案してください。提案の際は、選定した技術の概要、提案した理由、適用可能な品目の幅、実証段階にある技術の場合は実用化時期の目途、を盛り込んで説明してください。
* 提案した新技術を活用した物流構築に向けた試験の具体的な実施方法（鮮度保持に係る調査項目、調査頻度、物流経路等）を提案してください。
* 経費の縮減が見込める手法（鮮度保持技術保有事業者との連携等）があれば、提案してください。
 |

　(3) テストマーケティング

* ターゲット国内での販路拡大に向け、輸出品目に対する現地飲食店・小売店等の評価、販売形態及び効果的なプロモーション手法等を検証するため、テストマーケティングを実施すること。
* 調査対象者、調査項目及び調査方法等は受注者が府と協議の上決定することとし、必要人員及び実施場所の手配等、テストマーケティング実施に必要な一切の業務を行うこと。
* テストマーケティングに必要な農産物は府が提示する生産者または生産者団体より購入することとし、その数量・価格・納品方法等については、当該生産者または生産者団体と直接調整すること。

なお、(2)で輸送した農産物をテストマーケティングに使用することができるものとする。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】* テストマーケティングの具体的な実施方法（調査対象者、調査項目及び調査方法等）を提案してください。
 |

　(4) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

* + 事業を実施していく上で十分な運営体制が整備されていること。

契約期間全体を通じて、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制が継続的に維持されていること。

|  |
| --- |
| 【提案を求める事項】* 事業の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。
* 過去（５年以内）に、ターゲット国の選定、輸送試験、テストマーケティング等、農林水産物・食品の海外販路開拓に関する事業の実績について、その成果を明記してください。
* 契約期間内の全体スケジュールについて提案してください。
 |

　(5) 成果物の提出

ア　輸出品目・ターゲット国選定理由書

* ターゲット国の選定後、成果物として選定理由書をＰＤＦファイル形式のデータにて提出すること。

イ　新技術（長期保存技術）選定理由書

* 技術の選定後、成果物として選定理由書をＰＤＦファイル形式のデータにて提出すること。

ウ　完了届及び業務実施報告書

* 事業終了後速やかに、事業で実施した業務について、その内容・結果等を記載し、以下のものを大阪府に納品すること（詳細は別途協議とする）

(ｱ) 事業完了報告書

(ｲ) その他大阪府が指示するもの

エ　提出方法

* ＰＤＦファイル形式のデータにて提出すること。

・提出期限：令和８年３月31日

・提出先：大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課

〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎23階

**６　委託事業の実施上の留意点**

　(1) 経費について

* 本事業に要する人件費、通信費、海外渡航費、調査分析費等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

* 本事業実施に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
* 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
* 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

　(3) 再委託について

* 業務の主要な部分や契約金額の相当部分を、他の法人等に再委託することは認められないが、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、発注者と協議し、承認を得ること。

|  |
| --- |
| ◆承認する場合に付する条件(1)　受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。(2)　(1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。(3)　受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。(4)　受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託業務であることを説明し、本委託業務の関係書類等を本業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。(5)　再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。(6)　受注者は、委任した事務、業務が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。(7)　再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。 |

 　(4)その他

* 業務の実施にあたり必要と判断される場合は、通訳者を手配すること。
* 受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとすること。
* 提案事業の実施にあたっては、受注者は大阪府と事前に十分協議して進めていくこととし、その事業開始内容の最終決定に際しては、府は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとすること。

**７　業務責任者の配置**

* 府との連絡、調整を一元的に行うため、受注者は業務責任者を１名選定し府に報告すること。また業務責任者は、本事業に参加する生産者・生産者団体、国内外の商社、物流事業者、現地飲食店・小売店等との連絡調整を円滑に行うこと。

**８　委託事業の実施状況の報告**

* 受注者は、契約締結後、月に１回以上、本事業の実施状況を書面により大阪府に報告すること（報告様式は府と協議のうえ、決定する）。
* 受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
* 大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

**９　書類の保存**

* 受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

**10　その他**

* 受注者は、契約締結後直ちに７の業務責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
* 受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。
* 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
* 受注者は、見積の詳細について、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
* 受注者は、関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
* 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、業務を遂行すること。